平成２９年（フ）第１３９号
千葉県四街道市大日246番地８
債務者　佐藤　洋美
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１５４号
千葉県八街市八街ほ177番地18　ヴェルデＫ101
債務者　大森　幸子
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１６０号
千葉県富里市七栄533番地80（アクアグリーン105）
債務者　成毛　晴男
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３０号
三重県志摩市志摩町片田1150番地６
債務者　**原**田智恵子
1　決定年月日時　平成29年６月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第３１号
三重県伊勢市小俣町元町338番地３　クイーンパレスＢ棟202号
債務者　森川　睦子
1　決定年月日時　平成29年６月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第２８４号
北九州市八幡西区黒崎３丁目12番26―508号
債務者　木下　良介
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３０１号
北九州市戸畑区夜宮３丁目９番１―305号
債務者　江口　直宏
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１４号
岩手県胆沢郡金ケ崎町三ケ尻鎌田東５番地２ジャンプアパート106号室
債務者　佐藤エイ子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第２４号
岩手県奥州市胆沢区若柳字西風107番地
債務者　小野寺智春
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第５１０号
埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲5013番地43　クリアス菖蒲202号室、旧住所埼玉県鴻巣市鴻巣1517番地７
債務者　吉田　典子（旧姓平川）
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５８９号
埼玉県久喜市八甫34番地３
債務者　中川　　剛
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６０４号
埼玉県川口市芝新町８番28号　浅野ビル503号
債務者　青木ますみ
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２８４号
埼玉県越谷市大字平方256番地１
債務者　竹内美賀子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１５３号
埼玉県東松山市沢口町32番地16　ネオポリスＢ　102号室、旧住所埼玉県東松山市沢口町15番地20
債務者　高橋　良子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第８号
千葉県香取市大島556番地
債務者　前島佑季子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２９年（フ）第９号
千葉県香取市大戸川1956番地１　大戸団地Ｂ棟408号
債務者　髙谷　令子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２９年（フ）第１３１号
愛知県刈谷市今岡町宮丘36番地　グリーン宮丘Ａ102号
債務者　西田　弘一
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１３２号
愛知県刈谷市今岡町宮丘36番地　グリーン宮丘Ａ102号
債務者　西田　静香
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係